投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2024年12月7日ノムラ・インド・フォーカス、
ノムラ・インドネシア・フォーカス
は特化型運用を行ないます。

ノムラ・アジア・シリーズ

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インド・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

追加型投信 / 海外 / 株式

ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

追加型投信 / 国内 / 債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

ファンド名	商品分類		
	単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
ノムラ・印度・フォーカス	追加型	海外	株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス			
マネープール・ファンド		国内	債券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
ノムラ・印度・フォーカス	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	アジア エマージング	ファミリー ファンド	なし
ノムラ・インドネシア・フォーカス					
マネープール・ファンド	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		日本		—

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：61兆9881億円（2024年9月30日現在）

この目論見書により行なうノムラ・アジア・シリーズの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月6日に関東財務局長に提出しており、2024年12月7日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

■各ファンド（ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカスを総称して「各ファンド」といいます。）

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

■マネープール・ファンド

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

ノムラ・印度・フォーカス	<p>インドの企業の株式（DR（預託証券）*を含みます。）を実質的な主要投資対象*とします。</p> <p>※「実質的な主要投資対象」とは、「野村インド株マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。</p>
ノムラ・インドネシア・フォーカス	<p>インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象*とします。</p> <p>※「実質的な主要投資対象」とは、「野村インドネシア株マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。</p>
マネープール・ファンド	<p>円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象*とします。</p> <p>※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。</p>

* Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。



ファンドの目的・特色

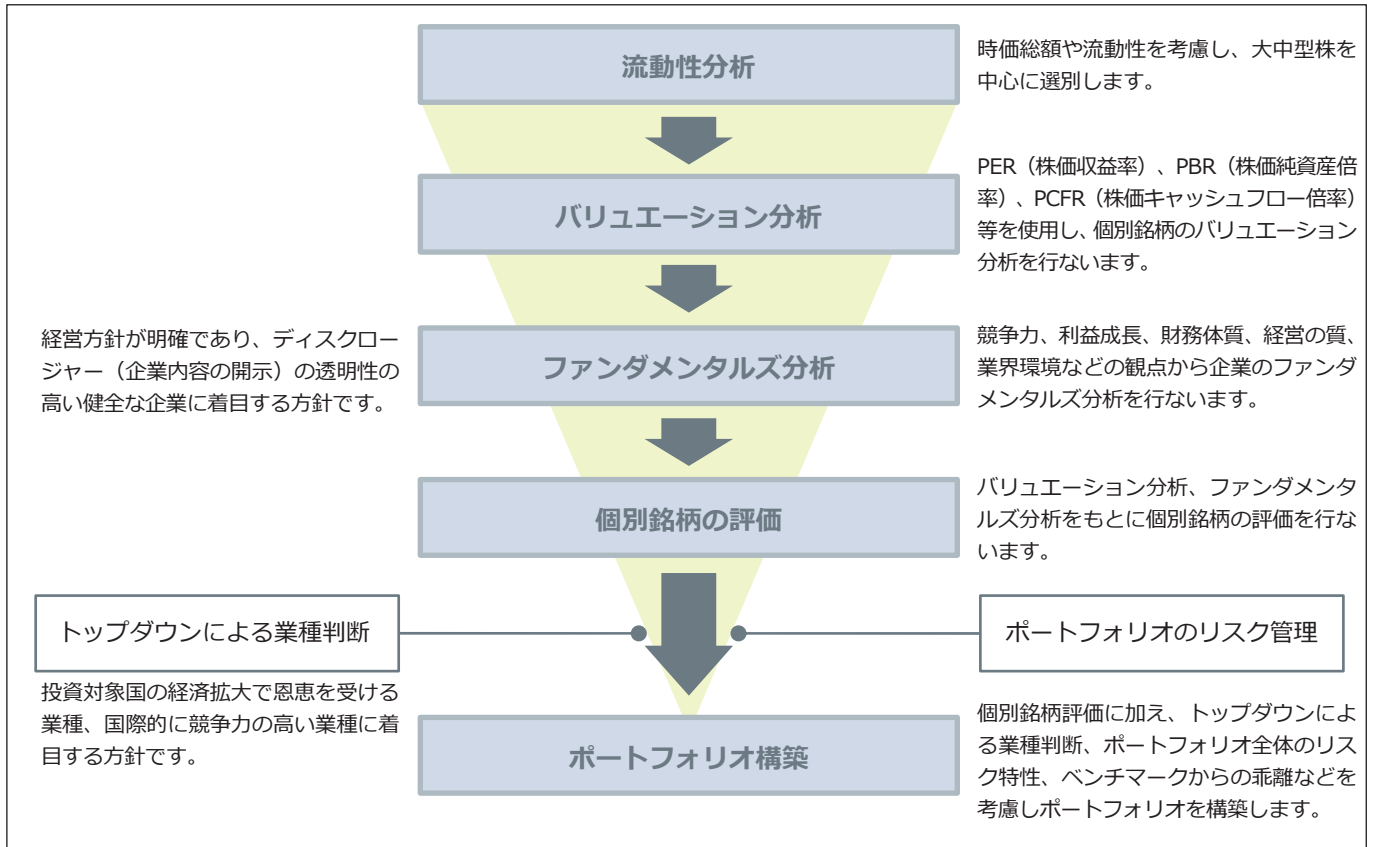
投資方針

ノムラ・アジア・シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネープール・ファンドで構成されています。

各ファンド

- 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドは、以下をベンチマークとします。

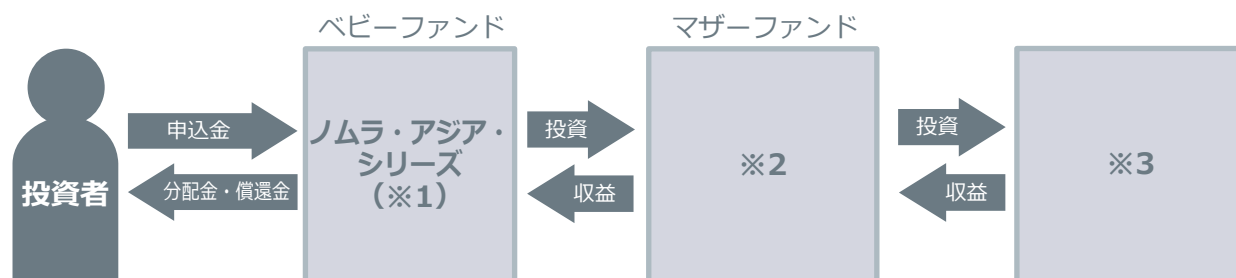
ノムラ・印度・フォーカス	S&P BSE インド 200種指数（税引き前配当込み、円換算ベース） ※S&P BSE インド 200種指数（税引き前配当込み、円換算ベース）は、S&P BSE 200 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	ジャカルタ総合指数（円換算ベース） ※ジャカルタ総合指数（円換算ベース）は、ジャカルタ総合指数（インドネシアルピアベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■ 指数の著作権等について ■

・ジャカルタ総合指数

ジャカルタ総合指数（JCI）は、インドネシア証券取引所が所有しています。インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によって提供される、いかなる商品に関しても責任を負いません。また、インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によってなされる、いかなる投資判断に関しても責任を負いません。これらの利用者は、JCIの利用に関して、第三者に対して責任を負います。

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
 - ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



注) 上記の図中※1、※2、※3については、下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

※1	※2	※3
ノムラ・印度・フォーカス	野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス	野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

各ファンドが実質的な投資対象とする各新興国市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

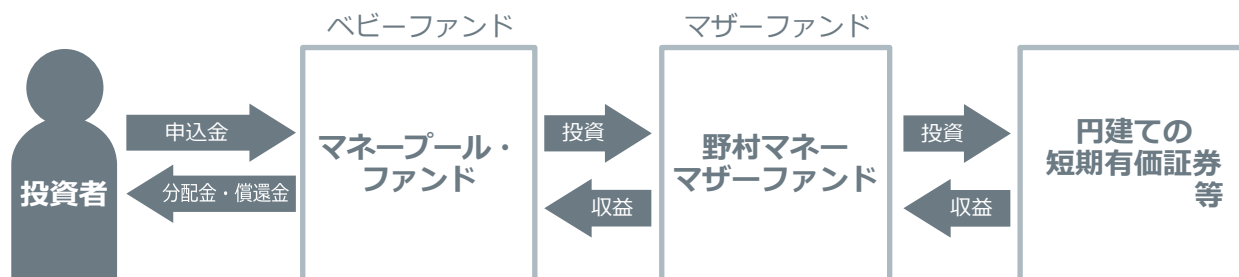
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

マネープール・ファンド

- 「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



運用の権限の委託

各ファンド

各ファンドのマザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	シンガポール共和国 シンガポール市

スイッチング

「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)



ファンドの目的・特色

主な投資制限

	株式への投資割合	外貨建資産への投資割合	デリバティブの利用
ノムラ・印度・フォーカス	株式への実質投資割合には制限を設けません。	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。なお、デリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス			デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。なお、デリバティブ取引は実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で実質的に行ないます。
マネープール・ファンド	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。	外貨建資産への投資は行ないません。	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。**なお、投資信託は預貯金と異なります。

■ 各ファンド

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

■ マネープール・ファンド

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
-----------	--

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンドにおいては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。



投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 各ファンドに関する留意点
 - ・ ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
 - ・ ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
 - ・ ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。
- マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
※流動性リスク管理について
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

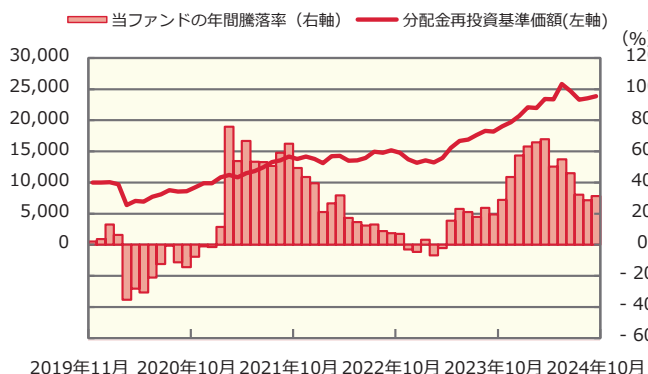


投資リスク

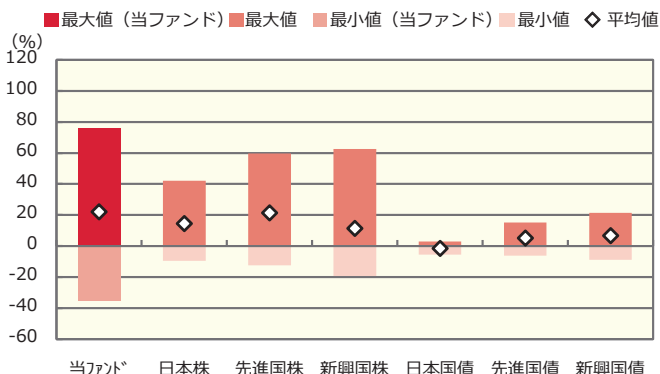
■ リスクの定量的比較 (2019年11月末～2024年10月末：月次)

■ ノムラ・インド・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



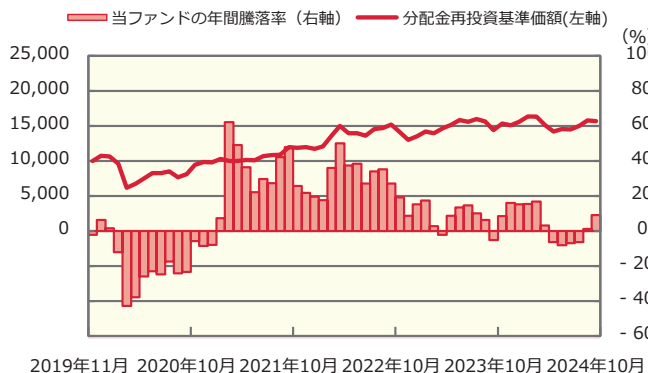
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

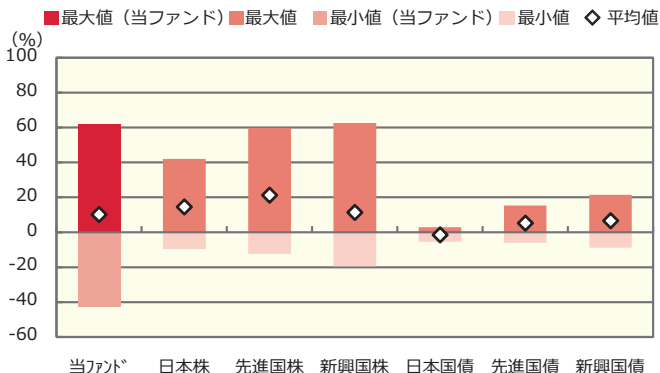
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.9	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 35.4	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	22.0	14.5	21.3	11.4	△ 1.5	5.2	6.7

■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

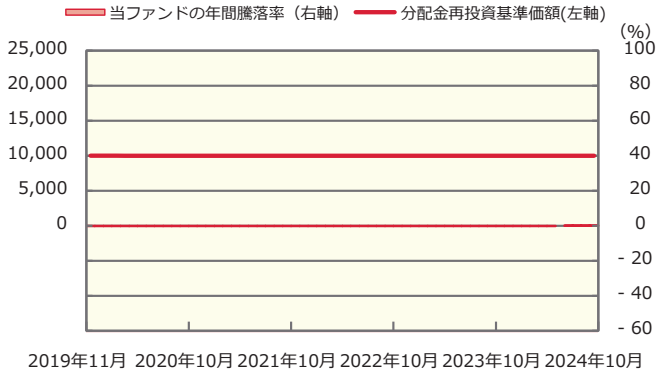
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	62.1	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 42.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	10.2	14.5	21.3	11.4	△ 1.5	5.2	6.7



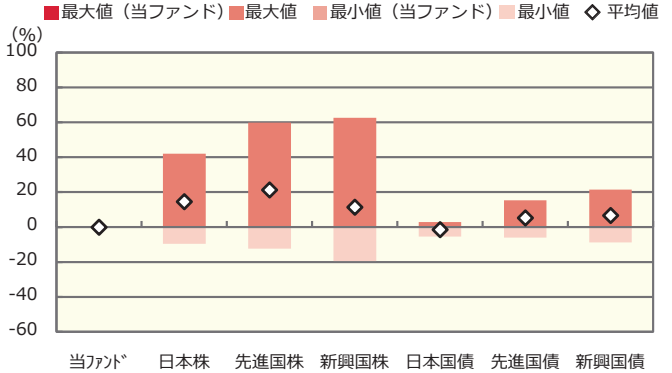
投資リスク

マネープール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 0.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.0	14.5	21.3	11.4	△ 1.5	5.2	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPM LLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

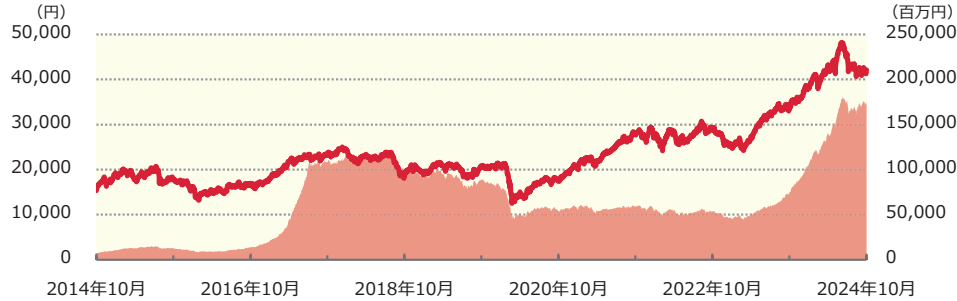


運用実績 (2024年10月31日現在)

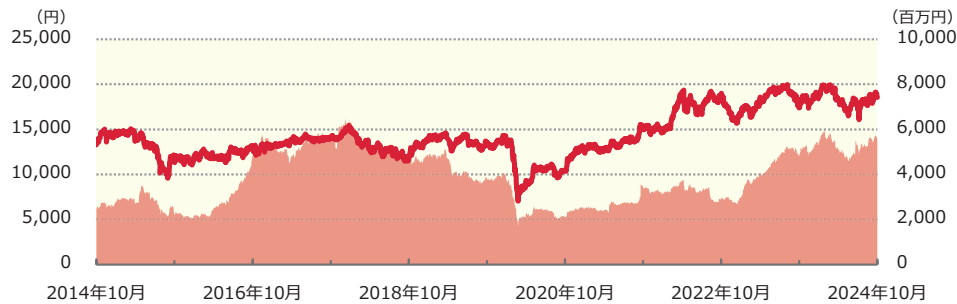
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

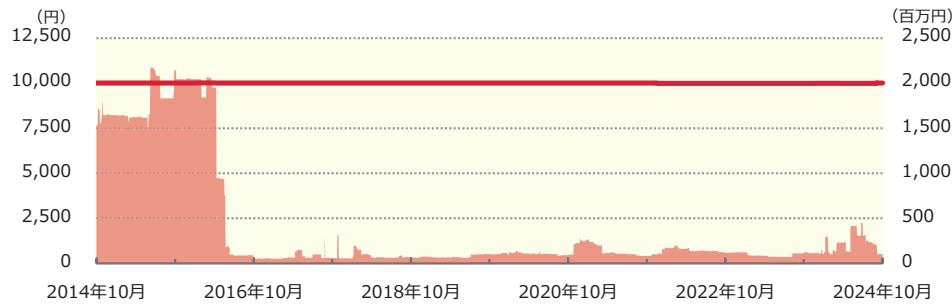
■ ノムラ・印度・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ マネープール・ファンド



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ ノムラ・印度・フォーカス

2024年9月	1,650 円
2023年9月	1,200 円
2022年9月	1,000 円
2021年9月	850 円
2020年9月	400 円
設定来累計	7,980 円

■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

2024年9月	400 円
2023年9月	500 円
2022年9月	450 円
2021年9月	200 円
2020年9月	0 円
設定来累計	2,630 円

■ マネープール・ファンド

2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
設定来累計	40 円



運用実績 (2024年10月31日現在)

■ 主要な資産の状況

■ ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ICICI BANK LTD	銀行	7.6
2	HDFC BANK LIMITED	銀行	5.8
3	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	4.8
4	DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	家庭用耐久財	3.1
5	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	3.0
6	STATE BANK OF INDIA	銀行	3.0
7	SIGNATUREGLOBAL INDIA LTD	不動産管理・開発	2.9
8	KAYNES TECHNOLOGY INDIA LTD	電子装置・機器・部品	2.6
9	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	2.4
10	ZOMATO LTD	ホテル・レストラン・レジャー	2.4

■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	13.4
2	BANK MANDIRI	銀行	10.2
3	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	8.6
4	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	生活必需品流通・小売り	5.4
5	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	4.5
6	MAP AKTIF ADIPERKASA PT	専門小売り	3.3
7	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	3.3
8	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	3.2
9	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	大規模小売り	3.2
10	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	コングロマリット	3.1

■ マネープール・ファンド

実質的な投資比率

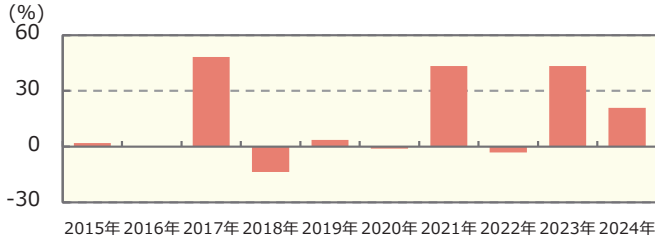
資産の種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他資産（負債控除後）	97.5



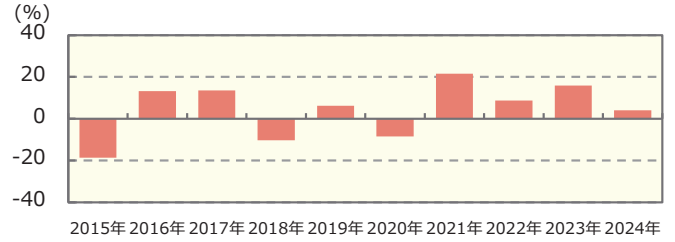
運用実績 (2024年10月31日現在)

年間収益率の推移 (暦年ベース)

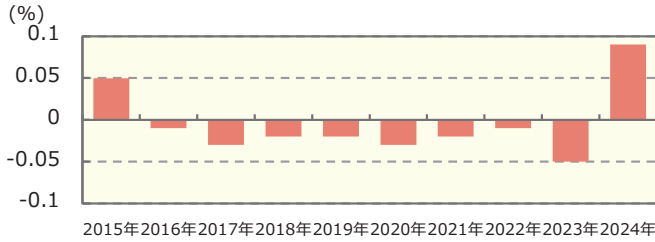
ノムラ・印度・フォーカス



ノムラ・インドネシア・フォーカス



マネープール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・「マネープール・ファンド」にベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。） なお、マネープール・ファンドは、スイッチング以外による購入はできません。					
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）					
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。					
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。					
換金単位	1口単位または1円単位					
換金価額	<ul style="list-style-type: none"> 各ファンド 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 マネープール・ファンド 換金申込日の翌営業日の基準価額 					
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、各ファンドは、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。					
申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）					
購入の申込期間	2024年12月7日から2025年12月5日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。					
換金制限	<table border="1"> <tr> <td>ノムラ・印度・フォーカス</td> <td>1日1件3億円を超える換金は行なえません。</td> </tr> <tr> <td>ノムラ・インドネシア・フォーカス</td> <td>1日1件1億円を超える換金は行なえません。</td> </tr> </table>	ノムラ・印度・フォーカス	1日1件3億円を超える換金は行なえません。	ノムラ・インドネシア・フォーカス	1日1件1億円を超える換金は行なえません。	<p>※上記のほか、各ファンドおよびマネープール・ファンドにおいて換金制限を設ける場合があります。</p>
ノムラ・印度・フォーカス	1日1件3億円を超える換金は行なえません。					
ノムラ・インドネシア・フォーカス	1日1件1億円を超える換金は行なえません。					
スイッチング	「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）					
申込不可日	<table border="1"> <tr> <td>ノムラ・印度・フォーカス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> インドのナショナル証券取引所の休場日 インドネシア証券取引所の休場日 インドネシアの連休等で、購入、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託会社が指定する日 </td> </tr> <tr> <td>ノムラ・インドネシア・フォーカス</td> <td></td> </tr> </table>	ノムラ・印度・フォーカス	<ul style="list-style-type: none"> インドのナショナル証券取引所の休場日 インドネシア証券取引所の休場日 インドネシアの連休等で、購入、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託会社が指定する日 	ノムラ・インドネシア・フォーカス		
ノムラ・印度・フォーカス	<ul style="list-style-type: none"> インドのナショナル証券取引所の休場日 インドネシア証券取引所の休場日 インドネシアの連休等で、購入、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託会社が指定する日 					
ノムラ・インドネシア・フォーカス						



手続・手数料等

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	無期限	
	ノムラ・インドネシア・フォーカス	2009年9月16日設定
	ノムラ・インドネシア・フォーカス	2010年12月6日設定
	2029年9月12日まで	
	マネープール・ファンド	2009年9月16日設定
繰上償還	・各ファンド 各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合および「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権口数の合計が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 ・マネープール・ファンド マネープール・ファンド以外の「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの全てが存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）	
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）	
信託金の限度額	ノムラ・インドネシア・フォーカス	6000億円
	マネープール・ファンド	
	ノムラ・インドネシア・フォーカス	500億円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカスは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。マネープール・ファンドは、NISAの対象ではありません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 上記は2024年10月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。	

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■各ファンド

投資者が直接的に負担する費用																					
購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。																				
信託財産留保額	換金時に、基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																					
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <p>■ノムラ・印度・フォーカス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.925% (税抜年1.75%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分(税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.90%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ノムラ・インドネシア・フォーカス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.815% (税抜年1.65%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分(税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.80%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.925% (税抜年1.75%)	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.90%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%	信託報酬率		年1.815% (税抜年1.65%)	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.80%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%
	信託報酬率		年1.925% (税抜年1.75%)																		
	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.90%																		
		販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%																		
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%																			
信託報酬率		年1.815% (税抜年1.65%)																			
支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.80%																			
	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.80%																			
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.05%																			



手続・手数料等

	<p>【運用の委託先の報酬】</p> <p>マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="453 474 1414 613"><thead><tr><th>ファンド</th><th>率</th></tr></thead><tbody><tr><td>ノムラ・印度・フォーカス</td><td>年0.38%</td></tr><tr><td>ノムラ・インドネシア・フォーカス</td><td>年0.34%</td></tr></tbody></table>	ファンド	率	ノムラ・印度・フォーカス	年0.38%	ノムラ・インドネシア・フォーカス	年0.34%
ファンド	率						
ノムラ・印度・フォーカス	年0.38%						
ノムラ・インドネシア・フォーカス	年0.34%						
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・ 外貨建資産の保管等に要する費用・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>						



手続・手数料等

マネープール・ファンド

投資者が直接的に負担する費用																											
購入時手数料	ありません																										
信託財産留保額	ありません																										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">コールレート</th> <th>0.4%未満</th> <th>0.4%以上 0.65%未満</th> <th>0.65%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td>年0.165% (税抜年0.15%) 以内</td> <td>年0.33% (税抜年0.30%)</td> <td>年0.605% (税抜年0.55%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 (税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.065%以内</td> <td>年0.13%</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.070%以内</td> <td>年0.14%</td> <td>年0.28%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.015%以内</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上	信託報酬率		年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)	支払先の配分 (税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%
	コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上																						
	信託報酬率		年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)																						
	支払先の配分 (税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%																					
販売会社		購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%																						
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%																						
2024年11月末現在の信託報酬率は年0.022% (税抜年0.02%) となっております。																											
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>																										



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2024年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ノムラ・印度・フォーカス	6.98	1.92	5.06
ノムラ・インドネシア・フォーカス	1.91	1.81	0.10
マネープール・ファンド	0.02	0.02	0.00

（2023年9月13日～2024年9月12日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカスのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等、マネープール・ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* ノムラ・印度・フォーカスのその他費用には、インドの金融商品取引所において、非居住者が株式を売却した場合にインドの税制に従い課税されるため、その売買益に対して付加されるキャピタル・ゲイン税（キャピタル・ゲイン税の引当金も含まれます。）が含まれる場合があります。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

- 「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

※これらの記載は、2024年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

- ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）	ノムラ・印度・フォーカス
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）	ノムラ・インドネシア・フォーカス
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	マネープール・ファンド

なお、全てのファンドを総称して「ノムラ・アジア・シリーズ」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

